

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【公表番号】特表2008-542306(P2008-542306A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-513872(P2008-513872)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/568	(2006.01)
A 6 1 K	31/566	(2006.01)
A 6 1 K	31/57	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/565	(2006.01)
A 6 1 P	5/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	31/568
A 6 1 K	31/566
A 6 1 K	31/57
A 6 1 K	47/12
A 6 1 K	47/22
A 6 1 K	47/08
A 6 1 K	47/18
A 6 1 K	9/12
A 6 1 K	31/565
A 6 1 P	5/26
A 6 1 K	47/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年1月18日(2012.1.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貼付デバイスによる密封を伴わずに、人の少なくとも 1ヶ所の腋窩へ適用するための、
テストステロン欠損症の治療用の薬剤の製造における、非密封性の経皮的薬物送達組成物
の使用であって、

経皮的薬物送達組成物が、

(a) テストステロンおよびその塩から選択される少なくとも 1種類のアンドロゲン
の治療有効量、

(b) エタノール、イソプロパノールおよびその混合物からなる群より選択される、
経皮的薬物送達組成物の 60 v/v % 以上の量の溶媒、

(c) グリコール、オレイン酸、ミリスチン酸イソプロピル、シクロペンタデカン、
モノオレイン酸ソルビタン、サリチル酸オクチル、ジメチル-p-アミノ安息香酸オクチル
および p-メトキシケイ皮酸オクチルからなる群より選択される 1つ以上の浸透促進剤

(d) 1つ以上の粘度調整剤、

(e) 任意成分である粘度調整剤の活性化剤、

(f) 任意成分である制汗剤および / または脱臭剤、ならびに、

(g) 任意成分である水からなる、使用。

【請求項 2】

浸透促進剤が、ジメチル-p-アミノ安息香酸オクチル、p-メトキシケイ皮酸オクチル
およびサリチル酸オクチルからなる群より選択される 1つ以上である、請求項 1 に記載
の使用。

【請求項 3】

浸透促進剤が、サリチル酸オクチルである、請求項 1 または 2 に記載の使用。

【請求項 4】

テストステロン塩が、酢酸エステル、エナント酸エステル、シピオン酸エステル、イソ
酪酸エステル、デヒドロエピアンドロステロン、プロピオン酸エステル、ウンデカン酸エ
ステルおよび酢酸シプロテロンからなる群から選択される、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記
載の使用。

【請求項 5】

浸透促進剤の量が、全組成物の 0.01 ~ 1.5 w/v % である、請求項 1 ~ 4 のいずれ
かに記載の使用。

【請求項 6】

溶媒の量が、経皮的薬物送達組成物の 70 v/v % 以上である、請求項 5 に記載の使用

。

【請求項 7】

溶媒の量が、経皮的薬物送達組成物の 80 v/v % 以上である、請求項 5 に記載の使用

。

【請求項 8】

薬剤が、男性に血清 1 dLあたり 300 ~ 1000 ng に相当する全身循環中テストス
テロンレベルをもたらすように適用される、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の使用。

【請求項 9】

粘度調整剤が、経皮的薬物送達組成物の粘度を、水の粘度より大きく約 300 センチポ
イズ未満の範囲に増加させる、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の使用。

【請求項 10】

粘度調整剤が、ポリビニルピロリドンおよびヒドロキシプロピルメチルセルロースから
なる群より選択される、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の使用。

【請求項 11】

粘度調整剤がポリビニルピロリドンであり、ポリビニルピロリドンの量が経皮的薬物送
達組成物の 1 ~ 3 w/v % である、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 12】

浸透促進剤が、ミリスチン酸イソプロピルである、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 13】

溶媒が、エタノール、イソプロパノールおよびその混合物からなる群より選択され、
溶媒の総量が、経皮的薬物送達組成物の 70 v / v % 以上である、請求項 12 に記載の
使用。

【請求項 14】

経皮的薬物送達組成物が、さらに制汗剤および / または脱臭剤を含む、請求項 1 ~ 13
のいずれかに記載の使用。

【請求項 15】

制汗剤が、アルミニウムプロモハイドレート (bromohydrate) 、塩化アル
ミニウム、クエン酸アルミニウム、硫酸アルミニウム、アンモニウムミョウバン、アセチ
ルメチオニン酸コバルト、カリウムミョウバン、ナトリウムミョウバンおよびクロロヒド
ロキシ乳酸アルミニウムナトリウムからなる群より選択される、請求項 14 に記載の使用
。

【請求項 16】

薬剤が、ゲル剤またはロールオン剤の形態である、請求項 1 ~ 15 のいずれかに記載の
使用。

【請求項 17】

薬剤が、1 日 1 回以下で適用するためのものである、請求項 1 ~ 16 のいずれかに記載の
使用。

【請求項 18】

経皮的薬物送達組成物が、
(a) テストステロンの治療有効量、
(b) エタノール、イソプロパノールおよびその混合物からなる群より選択される、
経皮的薬物送達組成物の 60 v / v % 以上の量の溶媒、
(c) サリチル酸オクチル、ジメチル - p - アミノ安息香酸オクチルおよび p - メト
キシケイ皮酸オクチルからなる群より選択される 1 つ以上の浸透促進剤、
(d) 経皮的薬物送達組成物の粘度を、水の粘度より大きく約 300 センチポイズ未
満の範囲に増加させるために有効な量の 1 つ以上の粘度調整剤、および、
(e) 任意成分である水からなる、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 19】

溶媒の総量が、経皮的薬物送達組成物の 70 ~ 99 v / v % である、請求項 18 に記載の
使用。

【請求項 20】

経皮的薬物送達組成物が、
(a) テストステロンの治療有効量、
(b) エタノール、イソプロパノールおよびその混合物からなる群より選択される、
経皮的薬物送達組成物の 60 v / v % 以上の量の溶媒、
(c) サリチル酸オクチル、ジメチル - p - アミノ安息香酸オクチルおよび p - メト
キシケイ皮酸オクチルからなる群より選択される 1 つ以上の浸透促進剤、
(d) 経皮的薬物送達組成物の粘度を、水の粘度より大きく約 300 センチポイズ未
満の範囲に増加させるために有効な量の 1 つ以上の粘度調整剤、および、
(e) 水からなる、請求項 1 に記載の使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

好ましくは、本発明の組成物は、最も広い意味で非密封性であり、皮膚上の適用部位に長期間保持される貼付デバイス、固定レザバー、適用チャンバ、テープ、包帯、絆創膏な

どによって、組成物が皮膚に捕捉されたり、皮膚が大気から遮断されたりしていない。かかるデバイスは、着用者にとって不快である傾向にあるか、または格好が悪いまたは目障りなものであり得る。